

寒川町消防本部訓令第 3 号

庁 中 一 般

出先機関一般

行政不服審査法の全部改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

平成 28 年 2 月 23 日

寒川町消防長 亀 山 浩

行政不服審査法の全部改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令

(寒川町火災予防査察規程の一部改正)

第 1 条 寒川町火災予防査察規程(平成 10 年寒川町消防本部訓令第 1 号)を次のように改める。

第 4 号様式及び第 5 号様式中「60 日以内に 〃 に審査請求」を「3 月以内に寒川町長に審査請求」に、「6 箇月」を「6 月」に改める。

(寒川町消防法令違反処理規程の一部改正)

第 2 条 寒川町消防法令違反処理規程(平成 2 年寒川町消防本部訓令第 2 号)を次のように改める。

第 4 号様式中「以内に 〃 に対して」を「以内に寒川町長に対して」に改める。

第 5 号様式中「30 日以内」を「 〃 以内」に、「 〃 に対して」を「寒川町長に対して」に改める。

第 8 号様式中「起算 60 日 以内に 〃 に対して」を「起算して 3 月以内に寒川町長に対して」に、「6 箇月」を「6 月」に改める。

第 11 号様式及び第 13 号様式中「60 日以内に、 〃 に対して」を「3 月以内に、寒川町長に対して」に、「6 箇月」を「6 月」に改める。

(寒川町火災調査規程の一部改正)

第 3 条 寒川町火災調査規程(平成 10 年寒川町消防本部訓令第 4 号)を次のように改める。

第 2 号様式及び第 3 号様式中「60 日」を「3 月」に、「寒川町消防長」を「寒川町長」に、「審査要求」を「審査請求」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)の施行の日(平成 28 年 4 月 1 日)から施行する。

(経過措置の原則)

- 2 消防長等(処分権限を有する町消防本部の機関をいう。以下同じ。)の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの訓令の施行前にされた消防本部等の処分その他の行為又はこの訓令の施行前にされた申請に係る消防本部等の不作為に係るものについては、なお従前の例による。